

## 令和4年度 保育料表

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 (月 額)
		上段: 短時間保育料 (円) 下段: 標準時間保育料 (円)
	定 義	3歳未満児(3号)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0 0
B	市町村民税非課税世帯	0 0
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	8,500 10,300
C2	10,000円未満	10,200 12,000
C3	10,000円以上 ~ 48,600円未満	11,800 13,800
C4	48,600円以上 ~ 57,000円未満	14,600 16,800
C5	57,000円以上 ~ 63,000円未満	16,100 18,700
C6	63,000円以上 ~ 67,000円未満	18,900 22,100
C7	A階層を除く当該 年度分(4月から8 月にあつては前年 度分)の市町村民 税の額の区分が 次の区分に該当 する世帯	24,300 28,800
C8		27,000 30,000
C9		33,000 38,500
C10		40,000 43,000
C11		42,000 44,000
C12		43,900 44,500
C13		49,500 55,000
C14		51,000 56,500
C15		67,300 72,800

※ 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定します。

※ 児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。